

神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部規約

(名 称)

第1条 当支部は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）大和・綾瀬支部と称する。

(目 的)

第2条 当支部は、会員の親睦をはかり、業務の改善・発展に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第2条の2 当支部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 会員の研修に関する事。
- 二 広報活動に関する事。
- 三 会員の親睦に関する事
- 四 会員の表彰及び共済に関する事。
- 五 その他当支部の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第3条 当支部は、事務所を支部長の事務所内に置く。

(組 織)

第4条 当支部は、大和市内または綾瀬市内に事務所を有する本会会員をもって組織する。

(役員)

第5条 当支部に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 2名以内
- 三 会計担当幹事 1名
- 四 幹事 若干名
- 五 監事 1名

2 前項の役員の外に、相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 支部長、副支部長、会計担当幹事、幹事及び監事は、総会において個人会員の中から選任する。

2 相談役は、学識経験を有する個人会員の中から支部長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第7条 支部長は、支部を代表し、支部の事務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 会計担当幹事は、支部長の命を受け、支部の経理業務を行う。
- 4 幹事は、支部長の命を受け、支部の業務を分掌する。
- 5 監事は、支部の経理及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、就任後の第2回目の定時総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員会の招集)

第9条 役員会は、第5条第1項の役員をもって構成し、支部の目的達成のための施策等を協議決定するため、支部長がこれを招集する。

(委員会)

第9条の2 役員会は、支部の業務を分掌するために、委員会を設置することができる。

2 委員会の設置方法、解散、委員の任命その他委員会については、別に定める。

(総会の種類等)

第10条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は毎年1回、臨時総会は支部長が必要と認める場合および個人会員の総数の4分の1以上の者から請求があった場合に、これを招集する。

(総会の議決事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 予算および決算に関する事項
- 二 規約の改廃に関する事項
- 三 役員を選任および解任に関する事項
- 四 本会役員等選出規則に定める理事候補及び候補者選考委員等の推薦に関する事項
- 五 積立金支出および積立金取崩に関する事項
- 六 その他、総会において審議することが相当と認められる事項

(総会の定足数および表決)

第12条 総会は、個人会員総数の3分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議事に関し、特別の利害関係を有する会員は、議決権を行使することができない。この場合、議決権を行使できない会員は、出席者の数に算入しない。

(議決権の行使)

第13条 個人会員は、各1個の議決権を有する。

2 個人会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、代理人は、支部より送付またはその他電磁的記録等にて添付する代理権を証する書面を提出しなければならない。

3 委任状に受任者名の記載なきものは、支部長に委任したものとみなす。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、その総会において、出席した個人会員の中から選任する。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(会計年度)

第16条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第17条 支部の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- 一 支部会費
- 二 本会交付金
- 三 本会助成金
- 四 寄付金
- 五 その他の収入

(予 算)

第18条 支部の予算は、毎会計年度支部長が編成し、定時総会の承認を経なければならない。

- 2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

(決算報告書)

第19条 支部長は、毎会計年度終了後、収入および支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の報告書を監査し、その結果について総会に報告しなければならない。
- 3 支部長は、第1項の報告書を定時総会に提出してその承認を経なければならない。

(慶弔金等)

第20条 会員またはその家族が、次の各号の一つに該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈ることができる。

- 一 会員が死亡したとき。
 - 二 会員が不治の疾病、高度障害、公的介護認定をされた重度の介護状態により廃業したとき。
 - 三 会員が傷病による継続入院によって引き続き3週間以上その業務を行う事ができなかったとき。
 - 四 会員の配偶者が死亡したとき。
 - 五 会員の一親等の親族が死亡したとき。
 - 六 会員が罹災したとき。
 - 七 会員が結婚したとき。
 - 八 会員またはその配偶者が出産したとき。
- 2 前項の給付の金額は、別に定める。
 - 3 第1項に該当する会員または遺族は、別に定める方法により、支部長に対してよる給付の請求を行わなければならない。
 - 4 第1項の給付の財源は、別に定める。
 - 5 第1項に該当する会員または遺族であっても、会員が本会会費及び支部会費を期日までに納入せず、滞納している場合は、該当する会員の対象としない。

(表彰)

第21条 役員会は、次の各号に該当する会員を表彰することができる。

- 一 当支部の行う事業について特に功労があった者で、当支部会員として通算5年以上の業務歴があり、会員の10分の1以上の推薦を受けた者
 - 二 当支部の運営について他の模範とするに足りる行いのあった者で、当支部会員として通算10年以上の業務歴があり、会員の10分の1以上の推薦を受けた者
 - 三 当支部役員に在職して精勤し、その在職期間を通算して8年以上の者
 - 四 当支部の会員として通算25年以上の業務歴がある者
 - 五 当支部会員として通算5年以上の業務歴があり、当支部の運営または当支部の行う事業について特に功労があった者で、当支部を退会した者
- 2 前項第4号の業務歴の計算は、次の職にあった者は、次の各号に掲げる年数をそれぞれ業務歴に加算する。
 - 一 支部長は1期につき6年
 - 二 副支部長、会計担当幹事は1期につき3年
 - 三 幹事及び監事は1期につき1年
 - 3 第1項の表彰は定時総会において行う。ただし、特別の事情があるときは、随時に行うこと

ができる。

- 4 被表彰者には、表彰の趣旨を明らかにした表彰状または感謝状を贈るものとする。
- 5 前項の表彰状または感謝状には、功労金または慰労金を副えて贈ることができる。
- 6 被表彰該当者が死亡した場合は、前項の功労金または慰労金に代えて弔慰金を副えて遺族に贈ることができる。
- 7 第1項に該当する会員または遺族であっても、会員が本会会費及び支部会費を期日までに納入せず、滞納している場合は、該当する会員の対象としない。

(本会被表彰者の推薦)

第22条 会員中、本会の表彰規程に適合する者があるときは、役員会の議を経て本会に具申する。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか、支部の運営上必要な事項は、本会会則の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和60年7月7日から施行する。

(慶弔金等の金額)

2 第20条各号所定の金額は、当分の間、次の基準によるものとする。

(1) については、1万円

(2) については、会員の場合は2万円、その他の場合は1万円とし、花輪を添えることができる。

(3) については、1万円

(4) については、その都度協議して決定する。

(慰労金の金額)

3 第21条所定の金額は、当分の間、次の基準によるものとする。

慰労金は1万円を限度とする。ただし、支部の役員歴等、引続き10年以上の功績があった会員については、その金額を増加することができる。

(支部会費の金額)

4 第17条第1条の支部会費は、当分の間年3千円とする。ただし、変更する場合は、総会の議決を要する。

附 則

1 この規約は、昭和61年12月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成9年4月25日から施行する

附 則

1 この規約は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年1月1日から施行する。

(慶弔金等の金額)

2 第20条第1項各号所定の金額等は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部慶弔金細則の中で定める。

(功労金等の金額)

3 第21条第1項第1号ないし第4号所定の金額等は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部功労金細則の中で定める。

(慰労金等の金額)

4 第21条第1項第5号所定の金額等は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部慰労金細則の中で定める。

(役員の通算年数の加算)

5 第21条第2項による役員の通算年数の加算は、平成11年度から計算する。

附 則

1 この規約は、平成21年度定時総会終結のときから施行する。